

## JAL不当労働行為裁判(8月19日地裁第11回口頭弁論)を傍聴して

猛暑が続く8月19日、東京地裁で日航管財人による不当労働行為事件の裁判が行われました、法廷では双方から提出された準備書面や陳述書の確認が15分ほどで行われ、引き続き進行協議で次回の証人尋問などの日程が決まりました。

地裁前では乗員組合、客室乗務員組合の組合員や整理解雇裁判の原告や支援者など約60人ほどが参加してビラ配りや街頭演説が行われました。JALの裁判と知って裁判所に出入りする方もビラは良く受け取っていました。

### 東京都労働委員会の命令とJAL側の控訴の経緯

JALは2010年12月にパイロット、客室乗務員165名を整理解雇する直前の緊迫した中での11月の労使交渉で「整理解雇を争点とするスト権を確立したら、企業再生支援機構は3500億円の出資はできない」と管財人が発言しました。

「スト権投票に大きな影響を与えたことは、組合の運営に対する支配介入である。」と東京都労働委員会は不当労働行為として認定(2011年8月に命令公布)しています。

これに対してJAL側は、管財人が「情報提供義務として行った発言」であり、都労委の命令を不服として地裁に提訴し争われています。

管財人の発言が支援機構のどこの場で決まった正式な見解なのか説明できないまま、今回は証人尋問が行われます。

①1月16日証人尋問(企業再生支援機構の管財人など2名)

②1月23日証人尋問(当時の組合執行委員長など2名)

いずれの証人尋問も103号大法廷で午後1時10分から行われます。

証人尋問後はもう1回期日が入り結審となり、その数ヶ月後には判決が出される見通しです。

JALでは整理解雇撤回裁判(乗員・客乗)、雇い止め撤回裁判(客乗)、日東整理解雇撤回裁判など5件が法廷で争われています。

いずれも解雇の背景には、組合つぶしの不当労働行為が一貫して行われていることが特徴として明らかになっています。東京都労働委員会が不当労働行為として認定したことを不服として、認めようとしめない対応にもその姿勢が問われています。

不当な解雇や組合への不当労働行為は安全運航を担っている航空労働者の人権を侵害するものです。

人権侵害が横行する職場では安全運航は守れなくなります。

今、法律を守らない「ブラック企業」が大きな社会問題になっています。厚生労働省は9月に集中月間を設けてブラック企業の取締を行います。

公共輸送を担い安全運航を責務とするJALが数々の法違反を問われるような実情は自ら姿勢を正して、ブラック企業と言われたいようにしてほしいものです。

(JALOB)